

第18回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年9月7日(月)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関巖
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫
 - 15番 中山明
- 5 欠席委員 1名
 - 9番 渡邊美代子
- 6 出席事務局職員 4名
 - 森事務局長
 - 齊藤主幹
 - 山田主査
 - 下重主任主事

◎開 会

令和2年9月7日午後1時58分 開会

○事務局長（森 博君） まだ定刻前ではございますけれども、本日出席予定の委員さん、おそろい
でございますので、農業委員会総会を開会させていただきたいと思えます。

本日は、お忙しい中、農業委員会総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。九州をはじめ西日本のほう大変な台風に見舞われ
て、こっちもそうですけれども、去年のような台風がないことを願うばかりでございます。そんな中、
今日、先ほど新しい職務代理とともに市長、副市長に挨拶に行つてまいりました。ひとつよろしくお
願ひしますということでしたので、よろしくお願ひを申し上げまして挨拶といたします。

○事務局長（森 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思えます。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなつて
おりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほう務めさせていただきます。よろしくお
願ひ申し上げます。

ただいまより第18回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。9番、渡邊美代子委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

8番、関巖委員、10番、田中幸一委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。議案第1号の1について説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、自身が所有する農地に植林し、山林に
転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和
2年8月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。申請地は、平岡小学校幽谷分校の南東側約2キロメートル、袖ヶ浦フォレストレースイウェイの西側約500メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、農地に植林する際は、その土地に農作物を栽培することが、傾斜、土性その他の自然的条件から見て困難な場合でないとは植林は許可できないこととされておりますが、申請地は植林する条件を満たしていると君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料2ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用についてですが、申請地に90本の杉の苗を植林し、山林にする計画となっております。所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

3ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。8月30日、○○○○○代理人の○○さんと時田委員と私の3人で4時から現地を確認しました。現状は、ほぼ栽培はなされておられません。それで、ほぼ山林化していましたので、問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した14番、時田善夫委員から補足説明があれば願います。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。補足ございません。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。これを見ると、草がこうやって生えているけれども、刈って、土か何か埋めてからやるのかな。埋めないでそのまま草刈ってやると、植林すると。

○議長（小泉勝彦君） 願います。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。土壌については、特に草を刈った後に土砂等は搬入せずに、こちらの状態で行うとのこと。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○15番（中山 明君） はい、分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

はい。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 13番、注連野です。杉を植えるということなのですが、今でもこういった場合は杉を主に植えているということなのではないでしょうか。ほかの例えば樹木の選択肢とかというものはないのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。特に植林する際の条件については、県の事務指針によって記載はあるのですが、どの木を植えるかについては特に指定のほうがありません。ですから、杉であっても、ほかの木であっても特に条件はございません。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号1ないし2についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の個人2名から農地2筆を買い取り、資材置場及び駐車場並びに進入路に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年8月17日に申請書の提出がなされております。

総会資料の4ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦市民会館の西側約900メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

総会資料6ページを御覧ください。土地利用については、土砂等の搬入はなく、申請地を整地した後、碎石を敷き、資材置場として利用するほか作業車両及び従業員の駐車場並びに進入路スペースとして利用する計画となっております。

排水については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水はないとのことでした。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料7ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。8月29日の午前10時、現地に私と小泉委員で伺いまして、そこに代理人の行政書士、〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇の社員2名の説明を受けました。事務局の説明のとおり、ここは畑ですが、何も植えていないので、砂地です。砂地で更地という状態になっておりました。この畑をコの字の形で〇〇〇〇〇〇の工場敷地が囲んでいて、実際はつくっていないということで、ほかの農地への影響も考えられないということで、特に問題はないかと思えます。

説明は以上です。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきます。ただいま関委員が言われたとおりで、何の問題もないと思います。補足はございません。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が市内在住の個人から農地を買取り、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年8月18日に申請書の提出がなされております。総会資料8ページの位置図を御覧ください。

申請地は、久保田保育所の北西側約330メートル、袖ヶ浦さつき台病院の東側約470メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されます。

総会資料9ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、二階建ての専用住宅を整備する計画となっております。排水関連については、汚水雑排水は浄化槽にて処理の後、道路側溝へ排水し、雨水についても同様に道路側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料10ページに建物立面図を、11ページに建物平面図を添付しております。

また、12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、栗原寛光委員。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。8月26日午後3時頃、譲受人、譲渡人、双方の代理人立会いの下、田中委員とともに現地確認を行いました。譲受人は近々結婚の予定で、親の居住地に近く、お互いに協力し、生活できる場所を新居として選んだようです。これから先は、事務局が説明したとおり、内容と同じですけれども、現地は市街化区域に近隣した第2種農地であり、隣接地権者の同意も得てあるそうです。また、資金は自己資金を充て、排水は前面市道の道路側溝に放流の計画等であることから、立地条件、一般基準とも問題ないものと判断します。

以上ですが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した10番、田中幸一委員から補足説明があればお願いします。

○10番（田中幸一君） 10番、田中です。補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4についてですが、令和2年9月3日付で取下願が提出され、それを受理しましたので、本日の審議案件ではなくなりました。

次に、議案第2号の5について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号5についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市外の個人が市内在住の個人の農地1筆を買取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年8月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図を御覧ください。申請地は、平川公民館富岡分館の西側約800メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料19ページを御覧ください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で232枚設置する計画です。

排水計画については、雨水の自然浸透のみです。

防災計画については、場内に立入りができないようフェンスを設置する計画となっております。

所要資金については、自己資金及び借入金により賄う計画となっております。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

なお、事業用太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が、市の環境管理課において行われており、既に事前協議が終了した旨を令和2年7月27日付の事前協議終了通知書で確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、石川和利委員。

○6番（石川和利君） 6番の石川です。現地確認を8月31日午前7時から行いました。農業委員2人と、あと申請者の代理人の代理人、計3名で行いました。現地は、南下がりの斜面で、現状としては農道が余り整備されていないところであり、また農地として草刈りの管理をしてあるというところでした。そして、施工後は、事務局がおっしゃったとおり、周り中をフェンスで囲み、あと地面には碎石ではなく除草ということで年3回草刈りをするということになります。また、あと埋蔵文化財があるということなので、大型の掘削ではなくスクリー杭を入れて、そこにソーラーパネルを張るという形で行います。それで、また地権者と、あとその隣接する農地の方の同意は得ているということと、あと自治会のほうにもちょっと申入れをしてほしいということでその担当者には言いました。そのソーラーパネルを張る隣接地の農地は耕作しておりませんので、また、問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した1番、小倉哲也委員から補足説明があればお願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございます。8月の31日に石川委員と代理人の代理人ということで、現地の確認をさせていただきました。第2種農地ということなのですが、実はこれはもともと畑でございまして、周辺の地権者のほうの同意は得られているという説明でございました。しかしながら、その奥のほうにある、18ページにあります地図見ていただきますと分かるように、農道の整備というのは、奥のほうの農地が全然なくなってしまうわけです。今までその前の農地から奥のほうに入っていたというようなこともあるので、私個人としてはこの農地そのものがここにソーラーパネルやってしまうと進入路がなくなってくる農地がいっぱいできてしまうということで、非常にちょっと懸念しているところでございます。第2種農地といっても、この周辺はほとんど畑地でありまして、ただ畑地なのだけれども建っていないので、畑地としてなかなか難しいところがあると思いますけれども、今後こういうような案件が出た場合に、簡単に第2種農地だというのを通してしまっているものかどうかというところがちょっと頭の隅によぎっています。恐らくこの大地のほうも、そういった進入路がない場合はみんな農業ができなくなる。耕作できないということで、耕作放棄地がますます増えてきてしまうのではないかという、そういった懸念もありますので、その辺のところもご協議いただきながら、どうするかというところを判断していただければと思います。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。ちょっとお聞きしたいのですけれども、この譲渡人と譲受人の関係みたいなのは何かあるのですか。

○議長（小泉勝彦君） 分かりますか。

お願いします。

○6番（石川和利君） 6番の石川です。多分売却してあります。ただ、関係性はないです。

○12番（渡辺義一君） 関係性はない。

○6番（石川和利君） はい。一応売却して、そこに新しくソーラーを建てて権利者、今度新しくなる権利者が。

○12番（渡辺義一君） では、ソーラーを建てるために、これは購入したという形ですね。

○6番（石川和利君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

○8番（関 巖君） ちょっと今の小倉委員の話を聞いて、今聞いていてちょっと気になったのは、こうやって申請書に隣接農地所有者の見解、意見というふうな、そういったものがついていると思うのですが、そこはどうなっていますか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。隣接農地の方のご意見としましては、自分の農地も売却したいだとか、耕作は問題ないだとか、所有者の息子とも反対はしないが、もし重機入れてアスファルトの道を破損させた場合は修復するよというふうなことでした。進入路については、意見等はございません。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○8番（関 巖君） こういうとき赤道等なくて、ほかの人の土地を通過して自分の土地で使うというのは、もうあちこちあると思うのです。だから、うちもそういう土地あるのですが。そういったとき、その道路使用の権利というか、そういったのはどうなるのですか。ちょっと、これは事務局に聞かないと分からないかな。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。あくまでその農地に行くときには、囲繞地通行権というものが法的にありまして、ほかの人の農地を通過して自分の農地に行くというのが、権利としてある。もちろん断ってから承諾を得てからになります。法的に囲繞地通行権というものがあります。

○議長（小泉勝彦君） これは隣の農地に行けなくなってしまう。

今ここで分かりますか。

では、お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。こちらの現地なのですけれども、これは委員がおっしゃ

るとおり、以前は、今後太陽光を設置される農地を通して奥の農地のほうに入られていたかと思われるのですが、今回の太陽光の設置によってちょっとそちらのアクセスができなくなる可能性が高いということなのではあるのですが、人の農地に勝手にちょっと進入していかちちょっと分からない部分であるのですが、その隣の農地から奥の農地にアクセスできるような農地ではあると確認しております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局長（森　博君）　今回、正直この部分、今小倉委員から指摘された部分については確認できていません。ただ、今後このような案件があったときにどうなるのと、裏の方は大丈夫ということは聞いていかないといけないのかなというふうには思います。でないと、幾ら作りたくても作れなくなってしまいますので、それがご本人の責任ではなく、その手前の土地の転用によるということになってしまうと、せっかく、農地の維持管理というのができなくなってしまいますから、ここがこういう接道をなくしてしまうであろう案件については、申請の段階で極力聞き取りをして状況把握をして審議に付したいというふうに考えます。よろしいでしょうか。

○1番（小倉哲也君）　もう一つ、よろしいですか。

○議長（小泉勝彦君）　はい。

○1番（小倉哲也君）　1番、小倉ですけれども、今事務局からお話があったように、これは業者さんのほうが来たときに、やはり業者さん任せの近隣の住民の同意書はどうですかという、ただ確認するではなくて、やはりその地図、状況を見て事務局のほうも、ある程度そういったところのご指示をしていただければなと思います。

○議長（小泉勝彦君）　では、事務局のほうよろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君）　質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君）　討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君）　賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可相当と決定いたします。

○1番（小倉哲也） すみません、よろしいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○1番（小倉哲也君） 1番の小倉ですけれども、先ほど石川委員からお話がありましたように、道路の道路面に対しての自治会のほうの許可をきちんと取ってなかったものですから、その辺のところの確認。いわゆるフェンスを全部張ってしまうと、あの農道ぎりぎりになってしまうのです。そうすると、農耕車が、あるいはトラックが右折とか左折するときになかなか難しくなるので、内側に設置してほしいというちょっと石川委員のほうからの要請をしたのですけれども、いや、自分の土地だからというふうな話になったので、その辺は自治会長のほうときちんと調整を取ってくださいということをお付けしてありますので、確認をしていただきたいと思うのです。

○議長（小泉勝彦君） では、その辺の確認のほうひとつよろしく願いいたします。

○1番（小倉哲也君） 以上です。よろしく申し上げます。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（小泉勝彦君） では、次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第3号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市外在住の個人から農地3筆を賃貸借し、電力会社による電気事業の鉄塔工事に伴う資材置場に一時転用している案件であり、令和元年7月8日の農業委員会総会を経て、令和元年8月1日付で令和2年9月30日までを転用許可期間として、農地法第5条の転用許可を受けた案件でございます。

今回の申請は、転用許可期間を1か月延長し、令和2年10月31日までに計画変更しようとするものです。本件については、令和2年8月17日に許可後の計画変更承認申請書の提出がなされております。

総会資料の21ページを御覧ください。申請地は、根形小学校の南東側約1.5キロメートルに位置し、農用地区域内にある農地となりますが、県の農地転用事務指針の例外規定を適用し、許可を受けました。

総会資料の22ページを御覧ください。計画変更に伴う工程ですが、当初計画では片づけるまでを令和2年9月30日までに終了する予定でしたが、これを1か月延長し、令和2年10月31日までに終了する予定に計画変更するものです。

計画変更する理由ですが、電力会社による電気事業の鉄塔工事が昨年の台風19号の影響による作業の遅延及び新型コロナウイルスによる作業自粛等により工事に遅れが生じたため、工期の計画変更をするものです。

なお、申請地は農用地区域内の農地となり、県の転用事務指針では一時転用期間は3年が限度となりますが、本件の計画変更後の期間は1年3か月となるため問題はありません。

総会資料23ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用の土地の利用計画は当初計画どおりで変更はありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請であります。事務局からの説明にありましたとおり、土地利用計画に変更はなく、転用期間を1か月延長するものですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和2年度第6次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和2年度第6次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号 令和2年度第6次農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画（案）については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議していただくものです。

それでは、議案第4号、6ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が5件で、全て通常

の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で152.96アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから5ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案5ページから6ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和2年7月1日から7月31日までで、6件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

どうぞ。

○8番(関 巖君) 8番、関ですけれども、事務局に2点お伺いします。1点目は、〇〇〇〇〇〇が転用許可を出して、その計画を進めていただいている、もう1年ぐらいそのままストップになっているのですが、その後の変更申請とか動きがあるかどうかというのが1点。もう一点は、それをきっかけとして転用した後、ある一定期間の後に農業委員がそういう事業計画どおりになっているかどうかを確認しようということで、ここで決まっております、そういった確認の手順というか、それは現在もう既にやっているのかどうか、その2点質問いたします。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。まず1点目の〇〇〇〇〇〇の案件ですけれども、現在、計画変更で進めるということで代理人のほうから話がありまして、その準備を進めているということです。今後、計画変更申請案件で審議をいただくというような案件となっております。

2つ目ですけれども、転用許可後の農業委員さんの現場確認についてですが、委員の皆さんで申合せをしたのですけれども、負担が少し大きいということがございましたので、現在は、依頼してなく、見ていただいております。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

○8番(関 巖君) いいですか。

○議長(小泉勝彦君) はい、どうぞ。

○8番(関 巖君) ちょっと2点目のほうなのですが、転用の確認をしようというような総会の場で一応報告があつて、了承されて、それで行きましょうと。今の説明ですと、農業委員の負担が大きくなるという何か意見があつたりして、していないと。そういうときは、きちっとこの場で本当にそうなのかどうか確認して、そうであれば、その確認はしないというふうにすべきであつて、何かちょっと意見があつたからと事務局のほうで総会の場で決めたことを勝手にといたら失礼ですけれども、諮らずに変えてしまうというのはちょっとどうかと思います。それと、負担が大きいということなのですが、そんなに負担が、これは皆さんの意見になるのですが、負担が大きいのかどうか。私は、やっぱりその転用の事業計画をきちっと行っているかどうかは確認する。それは、農業委員会としての責任でやるというかな、そう思っております。

以上です。

○事務局(齊藤秀夫君) 昨年度の総会で現地確認をしていこうとしたところですが、実際に確認する場所が地域によっては遠隔地であつたり、あるいは状況によって確認が非常に難しいところがあります。このようなことを鑑み、現地確認を委員さんをお願いしていない状況が、今日まで続いておりました。この取扱いについて、皆さんの意見を聞かず大変申し訳ございませんでした。

○議長(小泉勝彦君) 全部が全部確認しろと言っているわけではなくて、何かおかしいところはやっ

ぱり見てもらったほうがいいのではないかなと私も思います。転用が出たやつを全部が全部確認しろというのはちょっと、問題がないところまで見るというのはちょっとあれだけれども、問題があるところは徹底的にという言い方はちょっと変ですけども、見たほうがいいのではないかなと思いますので、以降はよろしくお願ひしたいなと思います。

○3番(栗原寛光君) よろしいですか。

○議長(小泉勝彦君) はい、どうぞ。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。以前、総会で現地確認についてと、それから確認の報告書、ここまで作ってあったのですが、その後断ち切れになったのは私の推測ですけども、そのときに立入権とか、それから立入証、そういうものがないと非常に芳しくないのではないかとお話をしたのですが、そのように農業委員がその現地に立ち入って問題ないような処理ができるのかどうか、それをお尋ねしたいのですけれども。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局の齊藤です。皆さんお持ちでしょうが、農地調査員証、こちらがあれば、農地法の関係で立ち入ることができます。

○3番(栗原寛光君) ここに権限は、書いてあるのでしょうか。

○事務局(齊藤秀夫君) もし何か言われたときには、こちらを提示していただければと。

○議長(小泉勝彦君) 調査員証、これがあれば全部オーケーということではないですよ。実際、農地の調査については、これがあるからいいというわけではないですよ。

○事務局長(森 博君) 農地の調査については、可能ということです。

○議長(小泉勝彦君) はい、どうぞ。

○3番(栗原寛光君) この現地の立入証が身分証ですよ、これがあれば問題ないということですよ、いいのでしょうか。

○事務局(齊藤秀夫君) もちろん農地法の調査の関係ですので、目的がしっかりしていれば問題ありません。例えば、農地利用状況調査など、目的がしっかりしていればです。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。ということは、事後の、関委員がおっしゃったように、事後の調査、これでその現場で見てくるだけで、これはこの総会または事務局のほうに報告ということで、その後の処理については、また別の問題で処理するということがよろしいのでしょうか。

○事務局(齊藤秀夫君) 先ほど会長からもご意見をいただいたのですけれども、全部の案件ではないというふうに感じております。やはり難しい案件については注視していただきたく、このような案件の場合に事務局からお願いするかたちを考慮しております。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局の齊藤です。県の農地転用事務指針で確認すると、読み上げますが、「知事は、許可後の転用事業の進捗状況を常に把握するとともに、工事未着手や工事完了の著しい遅

延が確認されたときは、遅滞なく完成するよう指導するものとする。」となっております。この状況を把握するために、これに係る情報を得たいということですが、全部を見るというのは確かに負担だというような話が今まで出ておりましたので、途中で皆さんにお話ししなくなったというところです。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局長（森　博君）　ということで、ちょっと結論じみたところを言ったのですけれども、大変申し訳ないです。それ、去年の申合せ事項、私ちょっとまだ把握できてございませんでしたので、それを確認させていただいて、今の現状と整理をさせていただいて、1か月後になってしまいますけれども、次の総会でまた何らかしらご報告、お願いしてまいりたいと存じます。ちょっと現状と差があることを、今初めて把握しましたので、その辺整理させていただければなど。よろしく願い申し上げます。

○議長（小泉勝彦君）　ほかに。というか、その前に次の総会でまた進展があると思いますので、それまででよろしいでしょうか。

いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君）　それでは、ほかに何かございますか。

はい。

○事務局（齊藤秀夫君）　事務局、齊藤です。皆様にご検討いただきてまいりました下限面積要件の取扱いにつきまして、さきに開催いたしました令和2年度第1回農業委員・農地利用最適化推進委員意見交換会において、推進委員の皆様からも意見をいただいたところですが、今までの検討結果を変更するような意見はございませんでした。つきましては、これまでの検討結果で今後市長部局との調整を図ってまいりますので、ご承知くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君）　はい。

○3番（栗原寛光君）　3番、栗原です。その下限面積要件ですか、この適用除外なんか、名称なんか、要は施設栽培とか、そういうものについての検討というのは、これはなくしてしまうのですか。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　事務局、山田です。恐らく委員のおっしゃっているのは、農地法の施行規則の中の除外という1号から3号の中で1号の施設園芸、言ってみると集約化されたものにつきましては、下限面積要件の例外となるというものについてでございますが、そちらにつきましては、今回はあくまでも下限面積要件を下げることで、例えば袖ヶ浦市全域、もしくは地域を限って下げることに限っては、今まで検討会及び意見交換会で検討したとおり、50アール維持という決定でございましたことと、決めますということでやって、下限面積の例外についての運用の方法についてのというものは、また別件で、話し合い等で行っていくような形になるかと思っております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。ということは、この総会が終わった後、何回かこの予定では別の会合を設けるという形になっていましたけれども、その継続で、例えば具体的に今日総会が終わった後、そちらの場を設けてもらえるということでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。恐らく以前にお配りしましたスケジュールに基づくご意見、ご質問かとは思いますが、1つは今の段階ではこのような結果で検討いたしました結果、委員の皆様からこのような意見がございましたということ、まず市長部局のほうで協議を行いまして、まず、下限面積要件を下げるかどうかというものについてをまずさせていただきまして、除外につきましては、どのような形で、それこそ全員でまたやられるか、今の運営委員、推進委員さんなども含めたものでやるのかなどにつきましては、また改めた形で話合いの方法などにつきましても検討していきたいと思っておりますので、現時点ではこのような形で、下限面積の例外についての話合いというものを設ける場については、まだやっておりませんので、その点はご了承願います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） 大きな流れとしましては、今まで皆さんご検討いただいたとおり、50は維持します。でも、とはいいいながらも、集約された方には50のハードル高いよね。そういう方には下げてもいいでしょうね。その皆さんのご検討の結果、それを踏襲しようとしておりますが、市長部局との意見調整も一度させていただいて、そこで改めて、では、その方向で市長部局のほうも了解だということであれば、さらにそれを深めてまいりたい。具体的には隣の木更津には観光農園で事例があったというふうに聞いてございますけれども、それを認めるためにどういうふうなプロセスを踏んだのかと。今までいただいている意見だと、この農業委員、みんなで審査していこうよという意見もいただいておりますので、皆さんで審査をしていただくのも一つの方法だと思います。その辺の具体的な基準づくりや審査の方法、そういうところはこの後詰めていかななくてはいけない課題だとは思ってございますけれども、大きな方向性として50アールは維持、基本は維持、あとは集約的な農業の場合にはそれを例外で認めるという方向で進めようやということがありましたので、一応そちらのほうへと進もうとしている現状でございます。ただ、まだもちろん検討課題ございますので。

よろしいでしょうか。

○3番（栗原寛光君） 森事務局長のおっしゃること、よく分かりました。ただ1つ、この新しい市長の公約として農業を発展させていくのだという公約があります。それを重んじてするのもいいのではないかとということで、ぜひ施設栽培の具体的な枠づくりをお願いしたいなと私は思います。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○事務局長（森 博君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第18回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時55分 閉会